

法務省民商第132号
令和7年8月5日

行政文書不開示決定通知書

山 中 理 司 様

法務大臣 鈴 木 馨 祐



令和7年7月7日受付第340号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された内容）
供託法6条に基づく書式（最新版）
- 2 不開示とした理由
上記1に該当するものとして官報（明治33年8月3日第5126号）を保有しているが、当該官報は法第2条第2項第1号の規定により、行政文書に該当しないため

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等
法務省民事局商事課供託係
TEL：03-3580-4111